

「託送料金変更認可決定取消訴訟」第8期日報告集会記録（文字起こし）

【日時】 2022年8月3日（月） 12時～14時

【場所】 福岡県弁護士会館401会議室

進行： それでは始めたいと思います。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまより託送料金変更認可決定取消訴訟第8回口頭弁論意見陳述に関する報告集会を開催いたします。私本日の司会進行を務めたさせていただきますグリーンコープ電気の小笠原と申します。よろしくお願いたします。本日マスコミの記者の方がみえられているんですけど、このまま報告集会という事で進めさせていただきたいという風に思います。資料の方確認ください。全部で6点あると思います。原告からの準備書面7、8、9ですね。それと8、9の準備書面の要点を説明しております、今日使用しましたパワーポイントを印刷したもの、それから被告からの第7準備書面になっていますので、もし不足などございましたらお申し出いただきたいと思います。また本日より会場に来られなかったグリーンコープ関係者についてはZoomでの参加としております。質疑応答に関してはお名前等を公開しない形で文字起こしをしてホームページの方にアップさせていただきますので、ご了承下さいますようお願いいたします。では続きまして原告弁護団の紹介をさせていただきます。弁護団長の小島弁護士、馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士、グリーンコープ共同体から東原常務です。

進行： それでは代理人からの意見陳述の報告をお願いいたします。

小島弁護士： では私の方から今日の意見陳述の報告をします。今日の意見陳述は、前日被告のほうから出た「第6準備書面」というのが、これが要するに違法性がないという主張ですので、それに対しての反論をしています。その内容を大きく3点に集約して意見陳述しました。

実は被告の第6準備書面においても、こちらの準備書面においてももう一つ論点がありますが、そこは僕はあえて省きました。それは後で言う、原告適格の問題が出てきますので、また話したいと思います。

主な3点は何かという、被告が電気事業法18条1項1号で経済産業省令で定めるところにより認可申請をしなければいけないというふうに書いてあるので、供給条件について経済産業省令に委任がされているんだと主張しているということが正しい解釈なのかどうかというのが1点目です。

2点目として、そこは置くとしても、18条3項1号というところが託送等供給約款料金といういわゆる託送料金をどういうふうに定めるかという基準を定めているので、これは専門的な用語で申し訳ないんですが、「裁量がある」というふうになるとですね、どういうふうに料金を定めるかということは経済産業大臣がある程度自由に決めていいということになるんですね。ですから自由に決めていいということになれば当然のことながら、法律の委任の範囲が法律上の裁量が広がるので、経済産業大臣が経済産業省令で料金というのはこういうものですよ

と広く定めていいということになるので、「裁量があるか、どうか」というのが2点目。

最後の論点はですね、託送料金の中に、一般送配電事業を営むために必要な費用というのがありますけれど、今回問題になっている賠償負担金、それから廃炉円滑化負担金、これがいわゆる一般送配電事業を営むために必要な費用と言えるのかどうかということですね。この3点について話をしました。

1点目はですね、前々回の期日のところでも申し上げましたけれど、基本的には18条1項1号というのは、認可申請をする手続きを定めるものだということになりますので、手続きを定めることはできるけれども、基準は18条3項のほうで定めるということになります。したがって、具体的な基準を18条1項1号で付け加えるというようなことができるようなものではないということを実体的に論証したことになります。

2番目のところで言うと、どういうふうに料金を定めるかについて経済産業大臣に裁量があるかどうかということ。これって実はまあある意味裁量がないことが当たり前と思っているのですが、裁判所って判断に迷うとですね、場合によっては、これは行政の裁量であるから裁判所は口を出せないというふうにして逃げる傾向がないわけではないんですね。だから裁量の問題ではないということをおくぎを刺しておかないといけない。そこに逃げて終わりにするというのが、正しくないものを裁判所は判断できないので正しくないか判断しない、判断しないということは、行政がやっていることが正しいと言っているのと同じことですから、そういうふうに逃げちゃう可能性があるんで、その点を言いました。

この点で重要になってくるのは、実は条文そのものなんですね。条文そのものは何かということ言うと適正な原価という表現、まずは適正な原価に当たるかどうかということと、適正な原価以外のものを定めたとしてもそれはだめですよ、逆に適正な原価であれば必ず認可をしなければいけないというのが条文に書いてある。要件を満たしたら必ず認可をしなければいけないというのは一般的には行政裁量がない場合の規定の仕方。行政裁量がない場合は、条文はこの要件を満たしたら許可しなければならぬというふうに書いてある場合は効果裁量というのではない。要するに要件を満たしたら必ず許可しないといけない。だから許可をするかしないかという自由はないということです。この典型例と言われているのは、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可などです。飲食店の営業許可というのは、要するに食品衛生上つまり食中毒を防ぐためにやっているんで、食中毒を防ぐ以外の目的で飲食店の営業許可を拒否したりすることはできないわけなんです。だから誰かがある場所で飲食店をやるとしたときに、隣にも全く同じ種類の飲食店があって、隣の人からもしその飲食店がそこに出てもらったら困るから許可を下ろさないでくれというふうに行行政が言われたとしても、条件を満たしていれば必ず営業許可を下ろさなければいけない。そういう意味では許可を下ろす、下ろさないという裁量は全くないというのが飲食店の営業許可です。

実はこの託送料金の許可においても、基準を満たした場合には許可をしなければならぬというふうに書いてあって、基本的には効果裁量がない。効果裁量が

ないにもかかわらず、要件裁量があるということになると、要件のところでは非常に幅広い裁量があれば、結局「効果裁量」がないとした意味がなくなっちゃうわけですね。ですから「効果裁量」がないと規定している以上は「要件裁量」もないということが条文上も言えてくる。

しかも、もともと適正な原価という表現というのは抽象的で良く分からないのが、たとえば原子力発電所をやるときに事故を起こす危険性があるかどうかというような議論になってくると、かなり専門性が確かに有る。だから裁判所のほうは一定の裁量があるという議論をするわけですけども、適正な原価という表現というのは、要するにある事業を営むときにそれに必要な費用と言えるかどうかです。

これと同じような判断をしている行政判断、ある種の司法判断という典型的な例というのは税金ですよ。要するに必要な原価でなければ必要経費として差し引かれませんということになるので、それを税務当局が、何が原価かというのを決めて、本当に税務当局はこれ以外のものは原価として認めないから税金取りますとしても、本当に必要な原価であれば、それは差し引かなければいけないわけです。最終的にはそれは裁判所が決められる。逆に言うと裁判所の判断に馴染むわけですね。だから適正な原価に何が当たるかということは、裁判所は判断しやすいはずですから、法人税や所得税のときにやっていることがこの一般送配電事業の原価で急にできなくなるというのはおかしいだろうという話をしている。

もう一つは、誰の権利義務に関わってくるかということによって、裁量の余地というのは大きく変わってくるんですね。そういう点でいうと、この一般送配電事業の託送料金というのは、実はその託送料金をどう定めるかによって、最終的には需要家の支払う料金に反映してくるということで、電気料金という国民生活にとって不可欠なもの、生活必需品の料金をどう定めるかということに関わってくるわけです。ですから非常に重要な権利義務に関わる話なんですね。その重要な権利義務に関わる話を、しかも独占企業体で自分のところで自由に決められるような体系にもともとはなっていた。だから公的な管理をきちんとやろうということになっているわけなので、その公的な管理を厳格化するためにやっているわけだから、それを行政が自由に決められるということにしちゃったら、そういう権利を守るために公的な管理を厳格にやることにした意味がなくなってしまう。ですからその点、権利義務との関わりから見ても、非常に大きなポイントになる。

裁量があるかどうかというのは、以上みてきたように、大きく3つの視点があるわけです。①条法の文言の話、②それからどういう権利義務に関わるかという話、③それから判断の対象事項が裁判所の判断に馴染むかどうか、この3つのどの点から見ても、裁量はないだろうと。

そうすると適正な原価を何かを定めることについて経済産業大臣に大きな裁量があって、だから自由に定めていいということにはならないだろうというのが2点目。

それから最後3点目。そもそも今回の賠償負担金や廃炉円滑化負担金は公益的課題のためのものだから、一般送配電事業を営むために必要な費用というふうに

言えるのかどうかということですね。その前提として、適正な原価というのは、一般送配電事業を営むに必要な費用に限られるわけではないような主張をしているので、その解釈が正しいかどうかという論証を今日はしました。

適正な原価というのは、別に何か抽象的に決まっているわけではなくて、具体的に電気事業法では、一般送配電事業という節の中であって、一般送配電事業者は一般送配電事業を営むについて託送等供給約款を定めてその認可を受けなければならないと書いてあるので、その料金は一般送配電事業の料金なんです。そうすると一般送配電事業の料金を議論しているときにその適正な原価というのは一般送配電事業を営むために必要な費用と言えるかどうかということ。それはもう論理的に当然出てくる結論です。一般送配電事業を営むのに必要な費用以外のものがその原価になるわけではないということになります。

では、賠償負担金や廃炉円滑化負担金はそれに含まれるのかということですが、これもこの裁判でも2回くらい既にやっているところではありますけれども、全くそうじゃないんですね。これはですね、本当に何というんですか、実はこのことが問題になるというか、裁判になる前にですね、グリーンコープの皆さんと何回か経済産業省に行って、この廃炉円滑化負担金とか賠償負担金を託送料金に乗っけて取るのはおかしいんじゃないのかとそれを法律改正でなくて省令でやるのはおかしいんじゃないのかという議論をして、ここは違法の問題を生ずるよという議論をしてきたわけですよ。だから当然のことながら、そののところにケアした行法上の体裁になっているのかなと、形がね、少なくとも、一般送配電事業の中にそれが書いてあって一般送配電事業のための費用ですよという形をとっているのかなと思ったら、全然そうではなくて、一般送配電事業という章には書いてないんですよ。別のところの発電事業のすぐ後ろに、発電事業は「第5節」で、「第5節の2」と「第5節の3」というふうになっていて、発電事業のその2、その3なんです。だから発電事業のためになっているということが良く分かるような条文の構造ですよ。

しかも賠償負担金は、原子力発電事業者があらかじめ積み立てておくべきであった資金。普通に考えると原子力発電事業者が積み立てておくべきであった資金で、一般送配電事業の費用にはなり得ないですよ。普通に考えて。ですから、その費用の定義からして、別に我々が定義したわけではなくて、経済産業省が経済産業省令の中にそう書いてある。彼ら自身がそういうものだというふうに言っているわけです。

しかも、この金額は一応託送料の中に含まれて徴収はされますけれども、全額そのまま原子力発電事業者に渡される。一般送配電事業者のもとにはスルーするだけです。何のお金も残らない。

その上、この賠償負担金や廃炉円滑化負担金をどうやって算定するのかと言うと、一般送配電事業者は算定過程に一切関わっていない。算定しているのは原子力発電事業者が自分のところで算定してそれを経済産業省に行く。

算定は原子力発電事業者がやって、使うのも全部原子力発電事業者でその原子力発電事業のすぐ後ろに規定されていて、原子力事業者が積み立てている。これ

って一般送配電事業に必要なお金と言えるのでしょうか。

誰がどう考えても100%か200%くらい一般送配電事業のためのお金ではないという感じがしますよね。

それで、先ほど言ったように、適正な原価と一般送配電事業に必要なお金は、それ以外のお金を取ろうとしても法律上できないということになっていますから。じゃあ、公益的課題ならば取れるとどこかに書いてあるのかというと、ないんです。電気事業法には公益的課題という表現はないんです。公益的課題ならば託送料金に加えて取れますよという条文規定はないんです。そうするとですね、これはできないでしょうと、やるとしたらやっぱり法律改正をしなきゃいけないでしょ。人の権利や義務を規定するということは憲法で唯一の立法機関というふうに書いてある国会が定める以外にはできないでしょ。それはもうそこでお終いでしょ？これ以上議論するまでもなくだめでしょというので終わっているんです。

基本的には、今日はそこで終わるはずだったんですが、一応向こうのほうはこちらが誤解していたということをやったのかもしれないんですけど、「電気事業法外(ほか)の法律では小売電気事業者に特別な法的地位や権利は与えられていない」というふうに今回新しく出した書面に書いて出してきたんです。

待ってくれよと。普通、これは法律用語も含めてなんですけれど、法律用語でも「外(ほか)」と書くのですが、法律の世界では良く「外」と書いて「ほか」と読むんですけど、これは「他」と全く同じ意味で使うんですけど、法律の世界ではよく「外」と書くんです。「A外」と書いてある場合には「Aに加えてそれ以外」という意味なんです。これはよく規定があって、では「以下の要件外(ほか) 何々の要件を満たさなければならない。何々省令で定められる要件を満たさなければいけない」というのは、その条文に書いてある要件を満たし、かつ省令で定める別の要件も満たさなければならない。「AプラスB」なんです。

皆さん(傍聴席)のほうからは聞こえなかったかもしれませんが、今回被告の代理人が言ってきたのはですね、最初は何を言っているのかよく分からなかったんですけど、どうやら「電気事業法以外では権利を認めていませんよね、という意味で書きました」ということのようなんですね。「それ以外ですか」と訊いたら、「以外というのも違います」と。「以」というのは以上と同じでそれも含まれているということなんですけど、何々以外というのはそれを除くものだと。だからなんというか、率直に言って国の代理人、多分あの方は訟務検事で、何人かは経済産業省の役人で、一番裁判官に近い所にいた人は検察庁の人です。検察庁でこういう訴訟をやっている人なんです。それではっきり言うと、その人の国語力に非常に不安を感じました。

そういう認識になったのは、検察庁というところは法令審査をするんです。法令審査というのはいろいろなのがあって、各自治体の条例とかを作るときに、この条例でいいとか条例に刑事罰を入れるには、通常の刑事罰を定めるときは自治体が条例を検察庁に持って行ってこれでよろしいでしょうかという意見を聞くということが多いんです。なんでかということ最終的に起訴する、起訴しないを決めるのは検察庁なので、この条例では処罰するべきかどうか分かりませんとい

うのだったら条例を作っても意味がないので、あらかじめ検察庁の意見を聞くんです。だから法令にどう定めるかというのは結構検察官の一つの能力で、この規則では審査が曖昧ですとか、これだと意味が分かりませんか。その条例の規定を決めるというのはそれが検察官の重要な仕事の一つなんです。

そういう点から言うと、先ほど言ったように、「以下に定める外（ほか）なんか」というようなことは結構あるんです。条例を定めるときとかに。そういうときの意味内容は明確なので、そういうことをやっているはずの検察庁の人が、今回の書面でああいうふうに「電気事業法外（ほか）の法律では」というふうなことを、それは電気事業法を除くそれ以外の法律ではという意味だというのはですね、普通には考えられないんです。

まあそういうふうにするので、我々は別に電気事業法以外の法律によって特別な地位があるということは全く一ミリも記していないので、今回書いた電気事業法17条1項で今日言ったように、通常で言うと契約自由の原則というのがありますから、こちらが一般送配電事業者に対して「小売電気事業者が契約をしてください」「託送供給契約をしてください」という申し込みをしても、するか、しないかはこちらの自由ですというのは民法上の大原則なわけですね。

しかしながら、一般送配電事業者は地域独占ですから、拒まれると何もできないので、法律上特別に17条1項というのを設けて、正当な理由がなければ拒んではならないとある。この拒んではならないというのは契約締結を拒んではならないということなんです。だから、契約の申し込みをこちらがすると向こうのほうに、それに応じる義務がある。

ちょっと非常に細かい話で申し訳ないんですが、これが契約上の責任ではなくて、契約に関係する義務なんです。要するに契約が締結される前の義務なので、契約を締結しなければいけないんです。契約上の義務というのは契約された後に何かやったら契約上の義務なんですけど、契約を締結する前の義務なので契約に関する義務です。これって民法上の大原則に反するわけですよ。民法学者で我妻栄さんという日本の大民法学者がいまして、「民法講義」という本を書いているんですけど、その「債権各論」の第1番最初に「契約総論」というのがあって、そこの一番冒頭にこの問題が取り上げられている。こんにちの電気供給とか、水道の供給のように契約締結が義務付けられているという規定が存在しているという条文があると、これをどう理解すべきかと、契約自由の原則で。彼の理解では、こういうことによって契約の締結を強制するということになるであろうかというふうに書いてあって、彼の本のレベルではそうはならない、やっぱり民法上の大原則はあくまでも大原則なので契約は締結されない、但し不当に固辞された場合は損害賠償請求ができるであろうというレベルが書いてある。そのお弟子さんのひとりで、星野英一という、やっぱり東大の民法学者がいるんですけど、彼の本の同じ所を見ると、基本的にはこういうふうな条項がある場合は契約締結義務があるとしていいんだと書いてあって、それがその後の民法学者の主流の解釈になっている。

彼（星野英一氏）の本には、申し込んだ瞬間に契約が成立するというふうに考えていいのではないかというところまで書いてあるんですけど、まあ実務はそこまでいなくて、契約締結を申し込むと相手方がそれに応じる義務があるので、訴訟上その契約締結の申し込みをしたことに対して相手方がその契約に応じた場合は契約の承諾の意思表示をせよと言うことを裁判所上、求めることができるというふうな判決になっている。

それが今日ちょっと話をした福岡県志免町というところの、僕はどこにあるのか全然分からないんですけど、皆さんはご存じですね。僕以外の誰もが分かっている。事案はよく知っているんですけど、福岡の有数の人口発達都市福岡市の周辺のベッドタウンで人口急増の中で水道供給に悩んでマンション開発業者に対して水道供給を拒んだという事案なんですね。

それに対して、マンション開発業者のほう水道供給をせよということを申し出た事案で、その事案では第一審の福岡地裁は水道供給をせよという判決文出した。それで福岡高裁は水道供給契約の締結の申し込みに対して承諾をせよというふうに整理したうえで、拒否する正当な理由はあると言って請求を棄却するという判決を福岡高裁が出して最高裁もそれを認めたという事案です。

この例は、これは全く民事上の訴訟ですが。そういうふうに言うと水道供給って民事上というのは変じゃないかと町がやっているのに、行政訴訟じゃないかというふうに思う人もいるかもしれませんが、一応そこは疑問を持たないでください、一応民事上の扱いになっているので、民事上とっています。民事事案なんですけど、一応そういうふうに承諾を求める権利というのが裁判例で確立したわけですね。だからその点は議論済みなんです。その議論は。それで今回この準備書面を書いているときにその裁判例のことを思いだして、福岡だから多分僕以外の方は志免町というのはどこにあるか知っているのではと。最初は読めなかったです。「志に免じる」と書いて「しめん」と読むのかなと思って。そういうふうに思ってですね、この話をするとそれだけで1時間くらいかかって終わっちゃうのでここまでにしておきますが、そういう意味でこの話は確立しているわけです。

17条1項によって供給を受ける権利がある。しかもその供給を受ける権利はその後の18条1項と2項で行政によって認可を受けた託送供給約款によって供給を受ける、になるので、そういう意味では単に供給を受けるということだけではなくてどういう内容で受けるかということまであります。

この二つの事由で契約自由の原則が制限されています。契約自由の原則は契約をするかどうかという事だけではなくて内容をどう決めるかもある。内容をどう決めるかも18条1項2項で決まってくる。

この極めて重大な例外が電気事業法であるので、その意味ではそういうふうに電気事業法で決めながら、電気事業法外の法律では決められていないというのはおかしいだろと言ったら、いやそれは電気事業法を除く他の法律なんだと言ったので、我々は電気事業法以外の法律でそういうふうに定めているかどうかということは全く議論していないので、そこでの認識の食い違いはないんですけど。なんか、そこで議論しながら、相手方が何を書いているかと言うと18条3項の規

定から権利義務の内容を具体的に、要するに先ほど言ったように17条1項で契約締結を受ける権利があるし、認可を受けた約款で契約を供給を受ける権利もあるんですけど、その認可を受ける権利でその内容は18条3項の基準で具体的に定まっているのだから、18条3項の規定の仕方によって権利があるかどうかが決まるというのがどうやら向こうの主張のようですね。

18条1項と2項で託送等供給約款の認可を受けたものでというふうに決まるというように書いてあるわけですから、認可を受ける手続きが違法であれば、その供給を受ける権利が害されるということになるのは明らかなので、そこで議論は終わっている話だと僕は思っていて、そこから先まで行く必要がないと思っていて、多分向こうのほうは今回最後に言ってきたのは、我々のほうはそういう議論だったので、そもそも18条1項2項と17条1項から言えば、小売電気事業者が権利や特別な地位を持っているのは明らかなんだから、その特別な地位には本来認可するべきではない約款によって電気料金を変えられたのだから、理由なき制限がされているので、争う権利がありますよ、単純にそれで終わりですという議論をしたところ、向こうのほうと言うには、いやいや電気事業法を除くほかの法律で決められているところで議論しているのでそうじゃないですというので、まあそこは別に誰も争っているつもりはないと。それで次にそのところの議論をするのだとすると、18条2項と3項の議論しかないんですけどそれでいいですか言ったら、最後のところもよく主旨が分からなかったんですが、皆さんのほうからは多分聞こえなかったんで、向こうが言ったことをそのまま言うと、結局「17条1項は確かに供給を受けるかどうかの問題、しかしながら今回は供給を受けられるかどうかの問題になっているわけではなくて、電気料金の値上げが託送料金の値上げが問題になっています。そしたら17条1項の議論ではないじゃないか」と。確かにそうですよね。18条1項2項の認可を受けた託送等供給約款と言えるのかどうかという問題なので、適正な託送等供給約款によるものと言えるかどうかというところが問題になっている。そうするとどうも向こうが言わんとしているのは、結局「託送料をいくらに定めるかということによってはこちらの権利を侵害していないのではないんじゃないか。10円のものが11円になったって、権利侵害と言えないんじゃないかと。だからそれによって何ら権利侵害が発生したわけではないから、こちらのほうは争う権利はないよ」というふうに多分言ってくるんだと。10円のものが11円になったら大変なんですよ。その積み上げで物事が動いていくわけですから。それは極めて重大な問題で権利義務に関わる問題ですよと、次回こちらが言えばお終いというような気がします。今日言ったのはそんなところなんですよ。

それで今日最後に裁判所が訴訟を指揮したところを説明しますと、最後に二つ裁判所が言いました。一つは被告のほうに次回までに反論をするんですかということも訊いた。それで今話したような話し合いをして、本件は供給する、しないの問題ではなくて供給する際の託送料金をいくらにするかということなので原告の権利とは関係ないという、そういう主張をします。そういう主張をしたところ

であり意味がないのではないかと僕は反論したんですけれど、したいという以上は止められないので、するんです。

それと同時にもう一つ裁判所が言ったのは最後に今までの主張書面をデータファイルでくださいと、データファイルというのはワードのファイルですね。そうするとそれをそのまま裁判所では保存して、判決の後整理して書くわけですね、原告の主張、被告の主張。しかも今日言ったのは、できるだけ早くくださいとね。だからまあ被告は9月の何日かまでに新しい主張を出してくるんですけど、裁判所としてはその主張はそれは置いて、今までのところで主張整理をまずしましょうと。夏休みの間に主張整理をして判決を書き出します。こういうことです。ですから、もう裁判所としては判決を書く体制に入ったということで理解しているのではないかといいふうに思います。次回期日が11月14日に決まりましたが、11月14日に決まるということは通常でいうとこの手の大きな事件だと1月末ないし場合によると3月下旬の判決ということであり得なくはないですけども、裁判所がこの8月から判決を書き出すということを見ると早ければ12月末ということもありうる。まあそれは裁判所が決める話なので、こちらのほうではどうこうできないんですけど、遅くとも1月下旬。3月下旬にはならないんじゃないかなと、裁判の見通しが立ってきたなという感じだと思います。裁判所がどういふふうを考えているのかなということはよく分からないですけど、いろいろと顔を見ていましたけれど、よく分からないんですけども、ちょっとよく分からないですね。

今回思ったのは、今回被告代理人の方々が何を思っていたのかなというのがありますので、なんか気になるんですけど。僕が言って日本語の文書ってこんなふうには書かないといけないんですよと少し話をしないとまずいかなと思いましたが、あそこまでだめだと裁判所のほうも、あまりにも被告の代理人がだめだから負かしたみたいになっちゃうとまずいからというふうにも考えることもあり得ないこともあるので、油断しないほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。そういう感じですよ。

進 行：有難うございました。それでは篠木弁護士にお願いしてもよろしいでしょうか。

篠木弁護士：今日はその漢字の外(ほか)が意味することが出てきて、少し噛み合わないような話が出てきたんですけど、皆さん驚かれたと思いますね。いよいよ。本当は今日結審かなと思ったんですけども、やっぱり向こうが反論するという事になって、次回結審ということになっていよいよ最終段階になりました。本当に議論は煮詰まっているので後は裁判所にお任せするしかないんですけど、ただやっぱり相手方から反論するという事でひと月あとかくらいにこちらが反論するという段取りになっています。まだまだもう少し続きますけれど、応援をお願いします。

進 行：有難うございます。馬場弁護士お願いいたします。

馬場弁護士：皆様、本日も傍聴有難うございました。弁護士の馬場でございます。初めに、今日ですね、初めて傍聴に来られた方も何名かいらっしゃるということで、裁判所で本当は私が「今日は良く来ていただきました」とご挨拶したかったのですが、

裁判所の中では許可なく集会ができないので、あの場では挨拶などはしませんでした。

今日の流れなんですけれども、ちょっと皆さん聞こえなかったという話がありましたけれど、最初に裁判所のほうから、この期日までに私たち原告側と被告(国)側が提出した書面の確認をしました。原告側が出した書面は、「準備書面7、8、9」ですね。被告側が出したのが「第7準備書面」ですね。あと証拠も出しているんですけど、原告側が出した証拠はこれとこれとこれ、国から出したのはこれですねと提出書類の確認を最初に行いました。その後に裁判所のほうが弁論の更新をしますねというふうに発言があったのですけれども、気づいた方はほとんどいなかったかもしれませんが、皆さんから向かって左側の男性ですかね、あれが多分前回の裁判官と違っていました。裁判官が変わると毎回、裁判の手続きを新しい裁判官に引き継ぎますという弁論の更新という手続きを法律上しなければいけないのでその手続きをしたということです。向かって左側の裁判官の方が代わったとしても、特に審理や結論に影響はないかなというふうに思っています。その後、また先ほど言われました国がぼそぼそ言っていた釈明等があって、最終的にこれからの進行については、国が9月16日までに反論の書面を出します。その反論の書面を見て私たちが10月14日までに反論の書面を出します。それを踏まえて11月14日月曜日午後1時半からもう一回裁判があっておそらくその期日で終わりますということを示されて、本日の裁判が終わったという形になります。

先ほど小島先生から話がありましたけれども、裁判所は夏休み前から判決を書き始めます。判決言い渡しができるのが12月か年明けころになるのではないかと、1月から3月くらいになるんじゃないかなと思います。今が8月なので3～5ヵ月かけて判決を書くこととなります。なので裁判所もちゃんとそれなりの長い時間をかけて判決文を書くので、しっかり考えて判決を書いてくれるのではないかなと、国の形式的な主張に全面的に乗っかってちゃちゃっとやるのではなくて、私たちの主張も踏まえてちゃんと考えたうえでちゃんとした判決を書いてくれるのではないかなとは思っています。少なくとももう判決を書き出すということなので、裁判所の中ではどちらが勝つのかというのは決まっているはずですよ。そうしないと書けないので。後は私が聞いていたのは、今から書き出すというのはちゃんとしっかり書いてくれるということなので、私たちが負けるときはちゃちゃっと書かれて終わる可能性があるんですけど、私たちが勝つときはやっぱりそれなりにね、しっかりとした理由付けを書かなければいけない、しっかりとした判決文を書かないといけないので、私はちょっとね、今日の今から書きますよというように示されたことで、私個人の見解ですがちょっと期待できるかなと期待してもいいのかなというふうに思って、今日の審理を終わりました。まだまだ最後まで油断できませんけれども、引き続き皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひします。有難うございました。

進 行：有難うございます。では北古賀弁護士の方から報告お願ひできますでしょうか。

北古賀弁護士：北古賀です。どうぞよろしくお願ひします。学生の皆さんようこそいらっしやいました。夏休み中だから来れたんじゃないかと思いますが、未来の法曹界に入っただけだと。内容についてはほぼもう団長がおっしゃったとおりです。私からは裁判所の手続きと言いますか、そこをお話したいなと思います。皆さん、聞かれていて何を言っているのかよく分からないという感じがしたのでは？私が一番傍聴席側にいたのですが、私の席でも、被告の代理人、さっき調べたら間違ひなければ前前橋地検の検事、本所付けになった、多分その方だと思いますけど、検察官とか割と声がデカいというイメージがあるのですが、ぼそぼそ聞こえて、僕の席でもほぼほぼしか聞こえなかったです。傍聴席では全然聞こえなかったんだろうなと思います。左から2番目の人が言っていたのが、あの人か言っている内容は良く分かった。最後のほうで原告の主張として、財産権の問題で主張している云々の件でそれが18条と17条に関してで、結局何の反論の書面を書きたいのかなというのが分からなかったですね。弁護士をやっている常々不安に思うのは、書面を出しますというようなことを言われるのですが、では一体全体どういう視点でどういう書面を書きたいということを言ってもらわないと、次にこっちが反論するときの予想ができない。結局出るまで分からないというのが一番の不満なんですね。さっき口頭主張云々という話をしましたけれど、やっぱり裁判所って書面は大事なんですけど、口頭で原告の主張、被告の主張はこういうことなんです、で、こういうことが問題なんです。だからこうこう考えています、というのはしゃべっていただいて、被告側もしゃべってもら。そういうときしゃべって困るのが、しゃべったことが言質を取られて、その次にその言質を取られた形で反論されると困るから、段々言えなくなって書面が偏重されるようになっていき、最後にそういうシステムになってしまったんでね。そういう書面審理、3分弁論ということがあって、書面が出されてでは次回までに反論しますということになってちゃちゃっとなつて、傍聴に来た人が何やってるのかよく分からないし、せつかく時間を割いてきたのに何をやっているの、この人たちはと、裁判なんか全然つまんないっていうふうにも思われる。で何のために公開で法廷をやっているかって。今回ずっと団長とかがパワーポイントを使って説明して、ようやく原告側がこういうことを主張しているんだとかがお分かりになると思うんですけど、被告側が中途半端なことを言って、あと書面を出しますと言われると、いやいやお宅どういう視点で次の書面を書こうとしているのか全然分からないんですね。さっきも言いましたけど、本当に向こうから書面が出て、私がこれってどういうことなんですか、これはどうなんですか、これはどうなんですかって言うと、裁判所もそれも書面で訴求釈明してくださいと言われて、いやいやそれはそれでいいんだけど、ノンコミットメントルールというのを最近よく言われていることで、ここで言うことは言質は取りませんよと、ここで言ったことに対して、書面で例えばあのおとき原告代理人がこういうことを言ったでしょ、とそういった言質は取らせませんし、そう言ったことを書面で書いてはだめですよと、そういったコミットメントしないというルールを作つて、ある程度自由に言いたいことをしゃべらせて、ここの争点って何ですかと、ここの主張の骨子は何ですかとか、

そういったものをしていけば、争点が早期に明確になって、裁判所と両代理人が、どこが問題なのかとか、どこをこういうふうに論点として進めるのかとか、原告主張の骨子はどこなのかと、被告の反論の骨子はどこなのかということが分かるようにしていきましょうというのがもともとの民事訴訟法の改正のときにあったのに、なんかまたそれがどんどん後退していつている。今Web会議を中心にやっているんですけども、せつかくのWeb会議のときにそういう話をしようとする、それができる裁判官とできない裁判官がいる。Web会議でも当事者がいれるんですね。当事者がせつかくいるのに、誰のための裁判なのかということが分かっている裁判官とかこういう書面偏重主義みたいなのはよくないよね。書面を出して1ヵ月か1ヵ月半後に出してきて、さらに1ヵ月か1ヵ月半後に出る。それだけでも2ヵ月から3ヵ月、ロスタイムが発生するので、早期の段階にノーコミットメント、ここで言ったところは言質を取りませんよと、だから自由に言ってもらっていいですよとして、ある程度争点とか何が大きな主張の要旨なのかというのをはっきりして、じゃあそれに対して、次はこういう主旨の文書を書きますとか、余計なことは書かないようにしましょうねとかいうふうに整理していけばいいのに、そういうことをやってみればいいかと。私が最後に言いたかったのは、二番目に言った人は何を言いたいのですかと、どういうことを書きたいんですかというふうなことを言ったんですけど、そこは1番目の争点はなっていますよと裁判所が説明して今日の釈明はできていますとなったんですけど、2番目のところで原告側の主張が財産権の問題と考えていて、18条17条のところでは云々かんぬんのところが全然分からなかったのでもそこを聞いたかったんですけど、結局そこはどうかかなあといった感じで。その後で馬場弁護士とか篠木弁護士と話をしている、結局17条18条では権利が形成されてないみたいなことを言うんじゃないかという話をしたんですが、結局は分からなかったんですよ。じゃあ次に出る書面って、そのようなことを書くのであれば、今まで出した書面とどこが違うんですかという話になってくるんですよ。私が常々思っているというか、皆さんもそうだと思うんですが、なぜ裁判ってダラダラダラダラ2年も3年もかかるんですかって。それは多分そういうふうに我々弁護士もそうなんですけど、裁判官もそうなんですけど、早めに明確にしてもらえれば時間もかからないし、大体こういうことが争点になりましたよっていうのを代理人弁護士が自分で被害者に伝えられるし、そうやって事件が早く進んだりとか、争点が早く明確になれば裁判に対する信頼・認識が高まるんだと思っているんですね。で、せつかく若い方が来られたからには是非我が業界に入っていていただいて、より一層市民のための裁判ができるように、ぜひ頑張ってください。うちの業界に入っていていただければと思います、よろしくお願ひします。中身はほとんど団長や他の弁護士がお話したところなので、私のところは、こういったことを我々弁護士仲間では話しているので、ぜひがんばって司法試験を受けてください。

進 行：有難うございます。

小島弁護士：今、民事訴訟改革という話が出ていたので、その話でちょっとひと言だけ。実は民事訴訟法改正、民事訴訟改革というのがいつの話かということ1998年の話な

んです。今から約24年前のことなんですけど、それまで日本の民事訴訟というのは、言葉上は口頭弁論とか言いますが、口頭弁論というのは普通考えると裁判所に行って、双方の当事者がその場で、口頭でやり取りする。だから口頭弁論という。普通そう思いますよね。だけど準備書面を出してやり取りするだけで、口頭でのやり取りはほとんどないというのが実態だったんです。これでは非常にまずいということで、できるだけ口頭でやり取りをしましょうということを1998年に決めたわけで、そういう法律の改正をしたわけです。これは日本国内のそれまでの実務になれてきた弁護士や裁判官から見るとそういうものだと思っているのかもしれないんですけど、実は外国では全く違います。そういうことをやっているのは多分日本だけです。一番よく分かるのは、テレビでも放映されるのでよく分かると思うんですけど、アメリカの連邦最高裁の審議というのはテレビで報道されます。これを見ていただくと分かるんですけど、連邦最高裁の審議のときは連邦最高裁の裁判官と代理人が丁々発止でやり取りをするんです。裁判の場でね。まさに口頭でやり取りするんです。裁判官はこの論点についてこう考えるけど、あなたはどうか、いやそれはこうなんだ、と法廷で丁々発止とやり取りをする。日本の最高裁はどうでしょうか。日本の最高裁は原告代理人、被告代理人あるいは上告代理人・被上告代理人がそれぞれが準備してきた書面を読むだけで、基本的には裁判官は一言も発しないで終わる。全くやり取りがないんです。アメリカだけかと言うとそんなことはないんです。また、私はマレーシアの最高裁での弁論を傍聴したことがありますけれど、その場でも同じように最高裁の裁判官と代理人弁護士の間で丁々発止やり取りをしていました。ドイツでもそうです。そういうことがないというほうが普通は考えられない。日本の場合はそういうことはしない。

しかも、今回みたいな事件だと和解というのはないんですけど、日本の裁判というのは、実はアメリカの裁判もそうなんですけど、訴訟の判決に至らないのは、どっちが一方が欠席したときを除くと、大体7割から8割が和解で終了します。和解のやり方も日本と欧米では全く違います。日本の場合はどっちか一方だけの当事者を呼んで、そこで裁判官がどっちかが話をするんです。そしてそのあと、別の当事者を呼んで話をします。時々裁判所は最初の当事者に裁判官がこのままだとあんた負けるよ、ここで妥協しなさいというふうな話をして、逆の当事者を呼んでこのままだとあんた負けるよとここで妥協しなさいと言うんです。どちらの当事者も負けるようなことになって、これをある裁判官はですね、詐欺和解と言った。私が言ったんじゃないですよ。その裁判官が言ったんですけど、こういうような裁判ではだめだということで、そういうような和解のやり方を改めようと。実際問題ではドイツだと和解のときは双方の当事者が必ずその場に居ます。一方の当事者だけこういうふうにして、一方の当事者だけに全然違う話をするということとはできない。双方がいる場で話をします。だから裁判所がかなり早い段階からこの事件だとこういうふうにしてしようと思うんですけどどう思いますか、この事件だとしてどうに解決したのがいいと思うんですけど、どうでしょうかというように双方に言う。裁判官が最初に考えていることが変わっていい

んですよ。その段階の資料に基づいて判断しているから。裁判所が言ったことが違うんじゃないかと、出ているものが変わってくると変わってくるのは当たり前の話で。日本の場合はですね、早い段階で裁判所の心象開示と言うんですけど、考えていることを言うと、言ったものに拘束されてあとで違うことになったら責任取らされるみたいな話があって、言わないんですよ。最後の段階になると双方の当事者に対して全然違う話をして和解にまとめてしまうというね、変なことが起きているんですね。

実は、その詐欺和解という表現を提唱した裁判官が前の民事訴訟法改正のときの中心的人物の一人になって、彼はそういうふうなやり方はおかしいから、できるだけ当事者が集まって議論するような形で訴訟を進めるべきだし、和解協議も進めるべきだと。非常に普通の人の考えに近いですよ。彼と早稲田のロースクールで一緒に模擬裁判のことをやっていたこともあって、その当時原子力損害賠償紛争解決センターというのが始まって、そこで僕が裁判官役で、僕がやった審理はですね、まず双方の当事者の主張が出てきたら、最初に第一回期日での事件の争点はこれこれで今まで出された証拠はこれこれがあります。違うというのだったら違う証拠を出してください。このままだったらこういう判断です。ということも最初に言うんです。そしてその具体的な論点を出す。こういうふうにしなないと何が起こるかという、これ現実にはしばしば起こっているんですけど、一生懸命当事者が裁判をやるんですね。裁判やって、今まで争点になっているところについて主張立証を尽くして判決が出たら、全く違うところで判断されていたという、不意打ち判決。なんでそうなるかと言うと、裁判所がどこが争点で、どこがポイントかということを考えているかを言っていないから、当事者にとってみると何がなんだか分からないが、ここが争点じゃないかと一生懸命砲弾を撃ち込んでお互いにガーってやっていたら全然違うところで判断されていたことになっていた。こういうのって良くないですよ。だからやっぱり裁判所はそういうふうな早い段階で裁判の枠組みを示す必要があるし、そういうふうな形でやるということで、1998年の民事訴訟法改正になって以降はですね、裁判所が争点を示して、それでやっていくというふうになっていたんです。

まあその裁判官も言っていますが、大体その民事訴訟法の改正後、10年も経つといつの間にか忘れられて、元の木阿弥に戻ってきて、最近そういう改正があったんだというふうになってきたと言うんですけど、やっぱりこれは良くない。どんな制度も、やっている当事者でなくて、やっている「専門家」に任せておくんですね、いい方向にならないので、常にどういうふうにそれをやるべきかという問題意識を持って皆さんからの意見をいただきながら、皆さんはむしろ積極的に参加していくことも含めてですね、訴訟というのは変えていかなければいかんだろうというふうに思っているわけですね。

そういう意味で今回のこの裁判では我々としては毎回弁論を、意見陳述をやって、口頭で意見を述べることをやってきました。今日はいくくも被告のほうが自分たちはこういう事を主張するということを初めて口頭で言ったので、実質的にはそういう方向になったのですが、あれはある意味やって良かったですよ。ま

さか電気事業法外というのをそういう意味で被告が考えているというのは被告が言わなければ分からなかったもので、いやあ世の中こういうことは言われないと分からないものだというのが、間違っているかどうかは別として、どう考えているかが分からないですから。そういうことは被告だけでなく裁判所も同じように勘違いすることは良くあるので、だから裁判所はこういうふうを考えているのだけどどうなのということを率直に言っていただいて、それを正す機会を作るということをやったらいいと思うんですね。そういうことをやらないから判決の向きがお一っというのが出てきて、いや困っちゃったなということがあるので。やっぱりそういうことが起こらないようにするためには口頭での審議の仕方を充実させていくことが大事。

少し話題が違う方向に行っているかもしれないんですけど、多分そういった話を申し上げないと、皆さんが傍聴席から見ている風景と、裁判所がやっていることのギャップが何故起きているのかが分かりにくいと思うので、説明させていただいたという次第です。

進行：では東原常務をお願いします。

東原：福島民友裁判のときもそうだったんですが、今日も典型的でしたが、グリーンコープの裁判は弁護団の皆さんと組合員と一緒に作る裁判だということが今日に繋がっています。日本の裁判では、書面を出して当日は5分間で書面の確認をして、そして次回の日をちを決めるというのがある種良くないけど、当たり前になっているわけですが、これまで8回、毎回今日のようにスライドを作って、私たちはこういうことを主張しますということを裁判官と相手と傍聴者に伝えていきます。それが一つ、7回やってきたことの積み上げであって。あともう一つですね、私は、多分国は今、原子力発電所の復活をという声があちこちで出始めているようなことも含めて、この判決をできるだけ後伸ばしにしたいんだという意志が働いていると思っています。だから今回出した、国が最後に出した第7準備書面を受けて、また私たちが反論を出して、という時間を予定していたんじゃないかと思うんですが、間髪を入れず、今回国が出した「第7準備書面」にこちらが「準備書面9」を出したから、あんなふうに今日の場で結局何を言いたいかわからないけれども、反論があります、反論がありますと言ひ募って、次回の期日を設けるようにしたんじゃないかというふうな気がいたしました。そういう意味で、この裁判は、組合員と弁護団と一緒に作るというふうに来てきていることが、今日の、何と言いますか、感動したんです。こういうことでやりとりをして、自分たちが考えていることをぜひ問うということで裁判の結果としてもたらされるような、そういう意味での一日だったと思います。

進行：有難うございます。それでは参加されている皆さんからご質問をいただきまして一つずつ答えていただきたいと思います。

参加者A：佐賀から参りました。今日初めて傍聴したんですけどもドキドキしていました。テレビの場面と違ってたし、たまにはこういうのを体験するのもいいなと思いました。分からないことを分からないままでスルーしていたのが、よくないなと思って。自分はやっぱり電気は使うし、今大変な社会状況で、困窮者とか増えてい

ます。これは社会が悪いのか。主人の給料も上がりません。こういうことは機会があれば、参加したいと思います。有難うございました。

参加者B：今日は鹿児島から参加させていただいたんですけど、鹿児島は昨日は県の方の川内原発の20年超の問題に関する専門委員会の分科会があったんですね。参加できるときにはできるだけ傍聴するには心がけているんですけど、あの専門委員会の分科会のほうもこっそりと一週間くらい前に傍聴したい人は傍聴していいよくらい分りにくく出て、そこにスケジュールを作って出るのが非常に難しい感じで、でもちゃんと広報しているよもねという感じで行われているんですけど、そのときに九電さんが話される、いろいろ回答される言い方と非常に近い印象が今日の被告のほうの言い方に感じました。昨日も委員の中からも、九電に対して、自分たちは住民が来ているんじゃないくて、専門家が集まって、専門家が専門家として話し合うのに、なんでこんな具体的な数字とか、具体的な検討とかしないのかというかなり強い発言なんかもあったんですけど、ものすごく漠然とした斜め45度くらいの回答が多いので、今日もなんか国のほうの言い方を聞いていてやっぱり行政の側っていうのはこういう感じで応えるのかな、だったら九電は行政側に近いのかなという印象を受けたんですけど。何か言葉のパズルを組み立てていくのが聞いていて非常にこのパズル難しいと、聞いていたんですけど、グリーンコープ側の主張というのは分かりやすかったなあと聞いていて思いました。今日はいろいろ勉強になりました。有難うございました。

参加者C：今までテレビや本とかを見て調べてきた中で、実は検察官になりたいなと志していたんですけど、今日の法廷を実際に見させていただいて、結構印象が変わったというのが正直な感想でした。これからは本当に体験しないと分からないことが結構あると思うので、そういうのを考慮しながら今後の将来の夢を決めていきたいと思います。有難うございました。

参加者D：長崎から娘と参りました。先ほど言いました法曹界に興味があるということで生の現場を体験してみたいということで、夏休みを待って親子二人で来たんですけど、今回この裁判を見て、グリーンコープの主張は初めから一貫して変わらない、しかし今日の被告側のことを聞いたら全く要領をつかめない。若者言葉でいったら「それを今言う？」みたいな感じで、私もびっくりしたんですけど、とにかく明確な反論がないために、今回そのようなことを言い出したのかなという感じも否めませんでした。やはり直接現場の体験をすることによって、話もとても分かりやすかったし、実際に裁判官の人たちへの印象もよく映ったのではないかなと思いますので、11月14日は平日ですが、ぜひ来れたら一緒に娘と来たいと。今日結審じゃなかったのがすごく残念でした。次回またZoomでも参加したいと思っています。有難うございました。

参加者E：佐賀より参りました。私は今回初めて参加させてもらって、前回と前々回はZoomで参加しました。難しい内容もあったんですが、聞いているうちに少しずつ理解できてきたなと感じています。裁判でのやり取りを見ながら、被告の主張が矛盾しているなということも理解することができてきたのかなというふうに思っ

ています。改めて私たちにはとっても頼もしい弁護団がついてくださっているんだと今日改めて感じたところです。引き続きよろしくお願いします。

参加者F：毎度参加させていただいています。前回の報告集会での話が今回の原告からの話にきちんと入っていて、特に私は九州電力本店前で原発を止めろと言っていますので、そのときに言う材料をここでいただいているなど思っているんですね。特に九州電力とその北側にある九州電力送配電事業株式会社があるんですね。何年か前に看板が付け変わったんですが、そこに向かって、「あなた方が集めている二つの負担金はなんで何にも使わずに九電に渡すんだ」と言っているんですけど、もしかしたら、反社会的な人たちのみかじめ料と同じじゃないかみたいなことも言ったりもしていますけれど、今は旧統一教会の話もありますけれど、似たようなものじゃないかなあと思ったりもしています。そういう話の材料にこの裁判のことを使わせてもらっています。本日は若い学生さん、小学生、他にも中学生とかもいらっしやったんですけど、私は以前教員だったので、心強いなというふうに思っています。こういうふうに裁判に組合員さんたちが子どもさんたちを連れてくるなんて凄いなと思っています。今現在FFF (Fridays for Future) の若者たちともちょっと関わっています。地球気候変動や環境危機問題を私たちの将来の切実な問題と言っている若者たちが活動しているんですけど、そういう将来を担う子どもたちに何を残すかと言ったら、原発のない世の中を残す必要があると思っています。今日の弁護士の先生方の話だと、裁判所は今から判決を書き始めるからいい判決ができるのではないかという話があったので、やった！！と思っています。でも油断せずに頑張らないといけないなと思います。

参加者G：今日は有難うございました。娘が社会科の授業で裁判のことを習ったみたいで、裁判のことを知りたいと思って今日は参加させていただいたんですけど、初めて裁判所に来て、なかなかよく分からないところが一杯あって、私もグリーンコープで託送料金の話は聞いてはいましたが、実際に裁判を傍聴してみて、難しいところが多くて、どういうふうに娘に説明すればいいのかと考えていて、何かうまく説明できないかなと思ったんですけど、今説明をしていただいて、これからうまくまとめるかなという感じでした。娘が裁判に興味を持っているので、分かりやすい裁判とか傍聴したいのですが、何か分かりやすい裁判とかありますか。今回は私自身も難しいなと思うところがあって、娘も初めてだったので、難しいところも多かったのですが、せっかく興味を持ったので、裁判に関して何かつなげられたらという思いがあります。この場を借りてすみませんが、教えていただければと思います。

馬場弁護士：おそらく民事の裁判だと5分とかで終わって、何も分からなくて、結構私たちが小学生とか中学生とか向けにやっている裁判傍聴の場合は刑事事件を見るんですね。刑事事件の裁判、例えば、覚せい剤とか窃盗とか、暴行とか、そういうのは審理がスタートしてから1回で終わることが多いので、そういう刑事事件を見るのが多分子どもたちにとって一番楽しくなるのじゃないかなと思います。

小島弁護士：内容的に楽しいかどうかというのは別にして、刑事事件というのは先ほどの話ですけど、全部口頭でやるんですよ。要するに起訴状というのは必ず読み上げな

ればいけないし、全部口頭でやるものですから、見ていて何をやっているかが分からないというのはない。しかも、その1回で始まりから終わりまでやる場合があるので、1回1時間の範囲内で。ですから今日はこういうことをやったんだということが割と分かりやすいので、その点ではすごくいい。事案によって、やくざが情婦を切ったとか、そういうような話とかですね、事案的に覚せい剤とかそういうのが多いので、どうかなというのがありますが、見ていて分かるのが、特に最初の期日だと最初に起訴状を読み上げますから、何を裁かれようとしているのかが分かります。被告人がそれに、認める、認めないと言って、終わる日には検察官が論告言い渡しで検察官の意見を全部言って、弁護人のほうも意見を口頭で述べるということになっていますから、聞いているだけで全体の話がストーリーとして分かるんですよ。だからそれはそれですごくいいかなというふうには思っています。そういうものを誰か弁護士に相談してそういうものを見たいという話をしていただければできると思うので。そういう形を取ったほうがいいのかも知れません。裁判とはどういうものかという雰囲気を知るにはそういうのが役に立つかもしれない。

北古賀弁護士：さっき裁判所に行かれましたでしょ？右側に受付の方がおられるでしょ。本当は期日簿というのがあって、その期日簿を見ると刑事事件と民事事件とあって、初回、第一回とかあるんですね。第一回が基本的に初っ端から、さっき他の弁護士が言ったように、起訴状とかから始まって、検察官が何を裁くんですかということを書いてそれに至る経緯とかを説明して、弁護人とか、裁判官がそれを聞いて。ドラマなんかで見ている刑事事件のドラマに似たような感じがなされるので、裁判所のところで今日お時間があるようであれば、裁判所の1階の右側あたりに行って、子どもを連れて傍聴させたいんですけど、どういったものがありますかと聞いたら教えてくれる。本当は期日簿を見たのがいいんですけど、期日簿というのは分かりにくいので。そういうことを言ったら多分教えてくれるんじゃないかなと。裁判所の裁判ウォッチングというのはウエルカムなので。多分好意的に説明していただけるんじゃないかなと。

小島弁護士：結構学校を通して先生たちのほうから裁判所傍聴をしたいというふうに言うと裁判所のほうで裁判傍聴に適した、今言ったような第一回の刑事事件の中で一通りの様子が分かるようなのを選んでかつ、場合によると裁判所の人の説明をしてくれたり、ということもあるので、学校のほうにお願いしてそういうことをしてくれませんか、学校の授業として聞きに行くということも有りうるかもしれない。学校から申し込まれば結構裁判所も対応してくれる。そういう形で。

北古賀弁護士：ぜひ、我が業界に。

Gクラブ①：今日はお疲れ様でした。いつも準備書面とか見てもなかなか分からなくて、ポイントがどこにあるかも理解できないんですけど、毎回ここに来ますと分かりやすく説明していただけるので、本当に感謝しております。有難うございます。政治も裁判もそうだと思うんですけど、得てして当事者と言いますか、プロに任せればいいということになりがちなんですけれど、まさにこの電気の件については自分が当事者ですし、市民としてこういう形で現場に参加できるというのは、

聞くだけなんですけど、参加できることをすごくうれしく思っています。馬場弁護士さんから希望的な言葉もいただきましたので、まだ時間がありますけれど、楽しみにしております。引き続きよろしくお祈いします。

参加者H：今日は有難うございました。今年の4月から地域委員会の集まりに参加していて、そこでこの裁判のこととかをちょこちょこ聞いていたので、今日は予定が合って初めて裁判を見に来ました。何も知らなかったんですけど、その後のこの報告集会に参加して、たくさんお話を聞いて勉強になりました。また予定が合えば、次の裁判に来たいと思います。有難うございました。

参加者I：静岡からまいりました。託送料金の検討委員会から参加させていただいております。この託送料金に原発の費用が上乘せされるということで、全国で皆そんなことおかしいよという思いもあり、そして何とかしたいという気持ちが高まりました。私も静岡で裁判ができないのか奔走したんですけど、やはり裁判にはお金も時間もかかるということで実現ができませんでした。それなのにグリーンコープの皆さんの支えと、そして弁護団の方たちのすごい努力があっってこうして回を重ねることができ、私たちは静岡でこの託送料金裁判を支える会静岡というのを作って応援しています。今きっとZ o o mで見ていると思うんですけども、そういう全国の人たちを代表してというのは変ですが、グリーンコープの方たちの多くの支えがこの歴史的な一步一步が作られているということを代表して感謝申し上げます。今日傍聴しての感想は、小島弁護士がものすごく熱が入っていて、私までウルウルというかドキドキするとか、感動しました。それに引き換えて、今日の国からの準備書面を見て思ったことなんですけど、どうしてもグリーンコープでんきは託送料金の契約をしたじゃないか、分かって契約したよね、でその被害ってあなたたち被っていないでしょ、だって電気料金を払っている人たちから徴収するだけじゃないということがずっと書かれているんですよ。財産権とかを持ち出して。そんなこと私たちは何も言っていないのに、そこに変えようとしているということを感じられて、裁判官はそんなことは絶対なくて弁護団が書いてくださった論点を取ってくださっているんで、判決がとても楽しみなんですけども、何かと言うと、先ほど言われたみたいに、一人ひとりからもらうお金ってすごく小さいでしょって、グリーンコープでんきって徴収してるだけじゃないというような安易な国の考え方が、やっぱりこれを正さなかったらずっといろんなことにこれで行くんじゃないかなというふうに感じております。長くなりましたけれども、やっぱりこの一歩というのは、皆さんが支えてくださらなければこの論点は裁判で記録されなかったわけですよ。どんな結論になろうとじゃあ消費者一人ひとりが利害関係があっって、財産権侵害されているとか、今度はグリーンコープの組合員さんや私が訴訟すればいいんだなと腹が括れたとかそんな感じもしております。本当に今日は感謝ともう一回あるんだなという、ちょっとがっかりというのもありますけれど、国の気持ちをもう一回読み取れるのであれば、どういうふうな判決になるのか楽しみでもあります。皆さん有難うございます。最後まで私も付いていきますので、よろしくお祈いします。

Gクラブ②：今日で結審が出るかと思ったら出なかったのがっかりはしています。これまでの書面、全部読ませていただきました。ああこれだったら勝てるよなと思っています。そう思いながら、勝った後この負担金のお金どこから回収するんだろうかと、そしたらまた裁判しないといけない。これは会社が負担するもの、企業が負担するもの。なんで国民が負担しないといけないのか。またこの裁判が長引くんじゃないかと。電気料金も上がっています。どんどん原料関係が上がってしまっ。原発は正直言って今止めたならこれから料金が上がるというのは見えています。けどこれも止めないかんけど、とりあえず一つずつ片づけるしかないかなと。長い道のりになるとは思いますけど、最後まで見ていきたいと思っています。頑張ってください。よろしくお願いします。

進 行：有難うございました。それでは皆さんのご意見などを受けまして弁護団のほうから何か補足などございましたらお願いします。

小島弁護士：たくさんしゃべったので短くしますが、二つだけ。今回4月から今の裁判長に代わりました。林さんという裁判官が裁判長なんですけど、彼は今の裁判長、福岡地裁の行政事件を担当する前はどこにいたかと言うと、東京地方裁判所の商事部の部長をやっていました。東京地裁の商事部の部長というのは基本的にエリートの出世コースと言われる人が選ばれるのですが、彼の次になった人が書いた最近有名な判決が東京電力の株主代表訴訟の損害賠償の支払いを認めた判決。おそらく、林さんの時代に相当程度判決の基礎は固めて、要するに林さん3月31日までいたわけですから、彼がまとめて次の裁判官が最後に判決を出したという形にはなっているだろうと思います。そういう意味ではある程度エリートコースを歩む人の中には、当然のことながら上の意向を意識して非常に良くない判決しか書かない人もいますが、一部はある程度自由な裁量の範囲内で、思い切った判決を出すということをする人もいます。先ほどの東京電力の株主代表訴訟の判決なんかを見ると、あれは「元の取締役が東京電力にお金を払え」という事件なんですけど、賠償額としては過去最高の賠償額で、かつ要するに注意義務違反を認めただけですよね。明確に、予見義務があって結果損害があったということですからごく大きな判決だったと思うんですけど、それを出したところの中心的な審議を続けてきた人がここにやってきて、この事件の担当になったという経過から言うと、まあ何というかこう、変な人が送り込まれたというよりは、少し期待できる可能性があるのかなというふうにも思っていて、けど楽観視はしちゃいけないなど。そういう感じを持っています。

もう一つ、これを言うとすごく長くなるので短くしますが、先ほどご発言になったそちらの方が言われたように、今エネルギー・電力の危機ということが盛んに言われていて、実際東京電力管内で言うと、今年の3月22日の電力がひっ迫というのと、6月下旬の電気がひっ迫しているというのが起きました。こういうことが起きるから、これ以外にも東京電力では今年の1月6日～8日くらいにも少し電力需要がひっ迫したというようなこともありました。実はその今年の6月下旬と3月22日の電力ひっ迫というのは似たような理由で起きているので、1月頭の電力ひっ迫とはちょっと状況が違うんですけども、3月22日と6月下

旬の電力ひっ迫の問題に関して言えば、原子力を動かすとか、あるいは石炭火力をたくさん動かすとか、それで電気を作らなきゃいけないとかいうことでは全く解決しない問題なんです。なぜかと言うと、火力発電所なり原子力発電所というのは、運転をしたら一定期間の間に休みを取ってその期間に点検業務というのをしなきゃいけない。それで電力需要が多くなったときにフル稼働して、電力需要が少なくなったときに休んで点検作業をするんですね。大体1～2月が電力がものすごい利用量が高くなる。次が7月～8月だろうというので3月になると休むんです。少しずつね、皆同時に休んじゃうとだめなんで、それで6月くらいまでかけて休む。ところが今年は3月に2つの特別な事情が起きたんですね。一つは地震が起きて、操業中の火力発電所が止まったということと、それと送電網もいくつかがダウンした。それによって供給できる電力量が減ったということと、極めて季節外れの寒波もやってきて、想定されたよりも多量の電気が必要になったということが起きたので、その結果として電力がひっ迫した。6月も基本的に似ていて、そういう休みの時期であるにも関わらず、想定した以上の暑さが、6月下旬にしては歴史的な熱波がおきて、その結果電力がひっ迫した。6月の電力逼迫はよく見ていれば分かるんですけど、これはあんまり報道されていないのでよく分からないかもしれませんが、僕は東京電力管内に住んでいるので、いつ電力の使用を自粛してほしいというのがいつの時間帯に出たかと言うと、平日の午後5時から8時の時間帯だけ出たんです。平日の昼間の時間帯は電力ひっ迫しないんですね。これはなんでかと言うと、太陽光発電があるから。夏場の電力事情に関しては、太陽光発電がフル稼働すれば、基本的には何の問題もない。九州と四国と中国地方に関しては、今、土日休日で事業所がやってないときはほぼ太陽光発電で100%賄える状態になっている。それどころか、九州は原子力発電所と火力発電所を一定動かさないといけないという契約になっている関係で太陽光発電を相当捨てているわけですね。太陽光発電でされているのにそれは使いませんと。火力発電などは安いと言っても燃料費もかかりますから、太陽光発電だけの電力供給になると電力調達料金ゼロになるんです。太陽光発電による電力調達金がゼロになって、電力料金が調達料金より安くなって小売電気事業者にとって、小売電気事業者って別に相対の取引契約をしない限りは市場調達をするので、市場調達価格が下がれば経営状況は改善するんです。そういう意味では中国地方も四国でも5月なんかになると、何回も100%を超えるんです。電力自給率で言うと。太陽光のおかげなんです。四国は2020年頃からそうだったんですが、最近では中国地方もそういうふうになってきている。だから電力がひっ迫したという東京電力管内でさえ、土日の日中はひっ迫しない。そういう点で言うと太陽光は効果がある。確かに問題は冬なんです。なんで冬が問題かと言うと、風力が整備されてないからなんです。もともと冬場って太陽光を全く当てにしないんですよ。3月22日ってもともと太陽光でどれだけ発電需要を満たしたと言うと、0.37メガワットなんです。48メガワットの電力需要があるのに、0.37しかない。実際には1.いくつかだったんで予想より発電していて、誤差の範囲なんですけど、その範囲の中でやっていて、それで原子力発電所を増設したら解決するかと言う

と、少なくとも3月22日の危機も6月の危機もどうやって乗り切ったかと言うと、需要側を抑えたんです。これが効率的なやり方なんです。発電所1個作るとなると何百億から何千億円かかる。それと1年にその3月22日とか今年の6月下旬とかにあったような状況というのは、全部足しても十数時間。十数時間しか起こらないことのために何百億から何千億円かけて原子力発電所や火力発電所を作るというのは、もう全く採算に合わないんですよ。それよりははるかに電力の需要のほうを抑えるほうがいい。一番効率的な方法は家庭電気機器の効率と住宅の断熱を高めるということなんです。これを進めることで、公共の建築物とかでは断熱効果を高めることで電力需要が8割下がる。2割だけです。今、大体新電力で再エネを導入しているところは、基本的にその地域の公共施設の電気需要を再エネで賄っているんですけど、そこを完全に断熱化して進めればそこだけで余剰電力が生まれる。それで地域の電力需要を相当賄える。だから要するにこういう断熱性能が高まると冬場のピークとか夏場のピークが下がりますから、わずかのピークに備えるための大きな発電所をつくる必要性は無くなってくる。確かに今言ったように冬場のピークに対応できないのは、一つは風力発電が進まないということなんですけど、もう一つは日本はヨーロッパに比べると圧倒的に断熱性能を高めるのが遅れています。ヨーロッパは非常に厳しい断熱基準で、断熱性能が整っていないものは建てられない。一応日本では2025年までにゼロエネルギー住宅に変えるということになっていますが、既存住宅はどうするかというのとか、既存建築物はどうするかというのとか決まっていないので。全体としてはそういう方向になっていない。これをがっちりやれば、相当程度進められる。あとデマンドレスポンスとかいろいろな手法を使えば。実は、3月22日のときは新電力のソフトバンクパワーとかエネットとかがデマンドレスポンスということを少しやったんです。デマンドレスポンスとは何かというと電気の需要を控えていただければその控えたことに対してお金を払います。電気を使ったことに対して電気料金を払ってもらうんだけど、電気の利用を控えたら電力会社がお金を払うということで、効率的に電気需要を下げることを少しやったんです。それが3月22日の危機を乗り越えるのに結構大きく機能した。これをアメリカのカリフォルニアとかドイツなんかはかなり合理的に進めている、それを導入しながら、一方で今言ったような断熱を高めて総需要を減らして、かつ風力を入れてやれば、そのほうが圧倒的に安い。風力の発電のほうは今から火力発電所や原子力発電所を作るよりも絶対安くつく。ですからそういう方法をとるべきなんです。問題だと思うのはね、今言ったようなことは客観的に科学的に考えれば明らかなんです。3月22日の電力危機がなぜ起きたのかということを検証してどういうふうに電力政策があるべきかということを経営する番組をまだ見たことがないんです。今言ったようなことは僕が言っているわけじゃないんで、ちゃんとした学者さんの先生が言っているわけです。しかしながらそういうふうに本当に必要な情報が全くない。関心がある人はいろいろ探していけば分かりますよ。関心がある人がいろいろネット上でこういう人がいろいろ調べないと分からないようでは。

他方、一部の人からはドイツの再生可能エネルギー政策が大失敗したのは明らかだとか、これからの火力発電所はCCSという制度をとればいいだとか、やっぱり原発を動かさなきゃいけないのではないかと、言ってきて、そんな雰囲気になっちゃうんです。

本当にそうなのかという検証を誰もしない。これが大きな問題で、そこを何とかせんといかんなど。それは一般の話ではなくて、日弁連での人権大会とかでも話になっていて、実は人権大会というのを毎年やっているんですが、今年は旭川でやったもんだから、北海道で放射性廃棄物の捨て場の調査に手を挙げた自治体が二つあって、その反響もあるのでこの問題をやって、そこでこういうふうな気候危機、脱原発の流れの中でどういうふうにやるべきかという話になって決議を出すんですけど、その決議に対して、理事の一人が手を挙げて、ドイツの再エネ政策は完全に破綻した、これからの石炭火力発電所はCCSでできる、原発も全く放射性廃棄物を産まない核融合が実用化するというようなことを言っている人がいて、だからこの決議に反対だと言う。なんか大変な事態が起きているなど。そんな状況になっていて、最近その対応に追われていて大変なんですけど。そんなことはないだろうと言ったんですけど、確かに今の報道を見るとそう思えてくる。そういうふうにならないように、我々もよく研究をするとともに、何とかしてそういう知識をきちんと持っているということが凄く重要なんじゃないかと。

ウクライナ侵攻の問題もあって、電力危機だ、電力危機だと煽られているところもあるので、その中で何をやるべきかというところが今こそ問われているのではと思うので、是非グリーンコープでもその辺のところをやっていただいて、皆に発信して行って、変な方向性に変えられないように考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

火力発電のCCSというのは、火力発電所から出る二酸化炭素を捕まえて、それをどこかに貯蔵するというものですが、経済産業省が出している報告書でも日本の国内の陸上では貯蔵する場所はないと。それで海上でどこかあるのか、ないんですね。実際。全部オーストラリアの天然ガスを採掘する場所に持っていくしかない。そうすると採掘現場に持って行ってちゃんと貯蔵するということが自体大変で結構技術的に可能なのかということがまずある。日本で二酸化炭素を捕まえる、それをオーストラリアまで持っていくということをやるとお金だけで15円くらいかかる。それよりも10円で風力発電できるんです。どっちがいいかではなく、CCSというのは論外のことなんです。

進行：エネルギー問題まで、大変有難うございました。本日はこれを持ちまして報告集会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上